日本漁船保険組合

カスタマーハラスメントは、許しません。

職員が安心して業務にあたれる職場環境を守るため、組合は以下の方針でカスタマーハラスメントに対応します。

職場における「カスタマーハラスメント」とは

① 組合員等の言動であって、
② 業務の性質等に照らし、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③ 職員の就業環境が害されるもの

であり、①～③のすべてを満たすものをいいます。電話等での言動も含まれます。

次のような言動は、社会通念上許容される範囲を超えるものです

- **暴力・暴行**
- **暴言・侮辱・誹謗中傷**
- **威圧的な言動・脅迫**
- **土下座の要求**
- **執拗な繰り返し・長時間の拘束**
- **差別的な言動・性的な言動**
- **正当な理由のない過度な要求**
- **SNS等での誹謗中傷・個人情報の投稿**

上記に該当すると判断した場合、組合は対応を打ち切り、必要に応じて警察や弁護士等の専門機関と連携し、毅然として対応します。

当組合のカスタマーハラスメントに関するご相談窓口

窓口：本所総務部

電話番号：03-3591-3101

メールアドレス：sodan@ghn.or.jp

日本漁船保険組合